

【現行制度の概要と課題】

- ① 一定規模以上の建築物では、消防法に基づく防火管理者選任届出や消防計画作成の義務。約8割の建築物等において、防火管理上必要な手続きを履行。
⇒ 実際の建築物等の火災時における危険性の把握や、具体的な防火対策を十分に検討していないため、形式的な届出となり形骸化しているとの指摘。
- ② 点検報告の結果に応じた対応が不十分。
⇒ 防火対象物点検報告等による不備事項の指摘に対する是正が積極的になされず、点検結果が火災安全性向上に必ずしも結びついていないとの指摘。

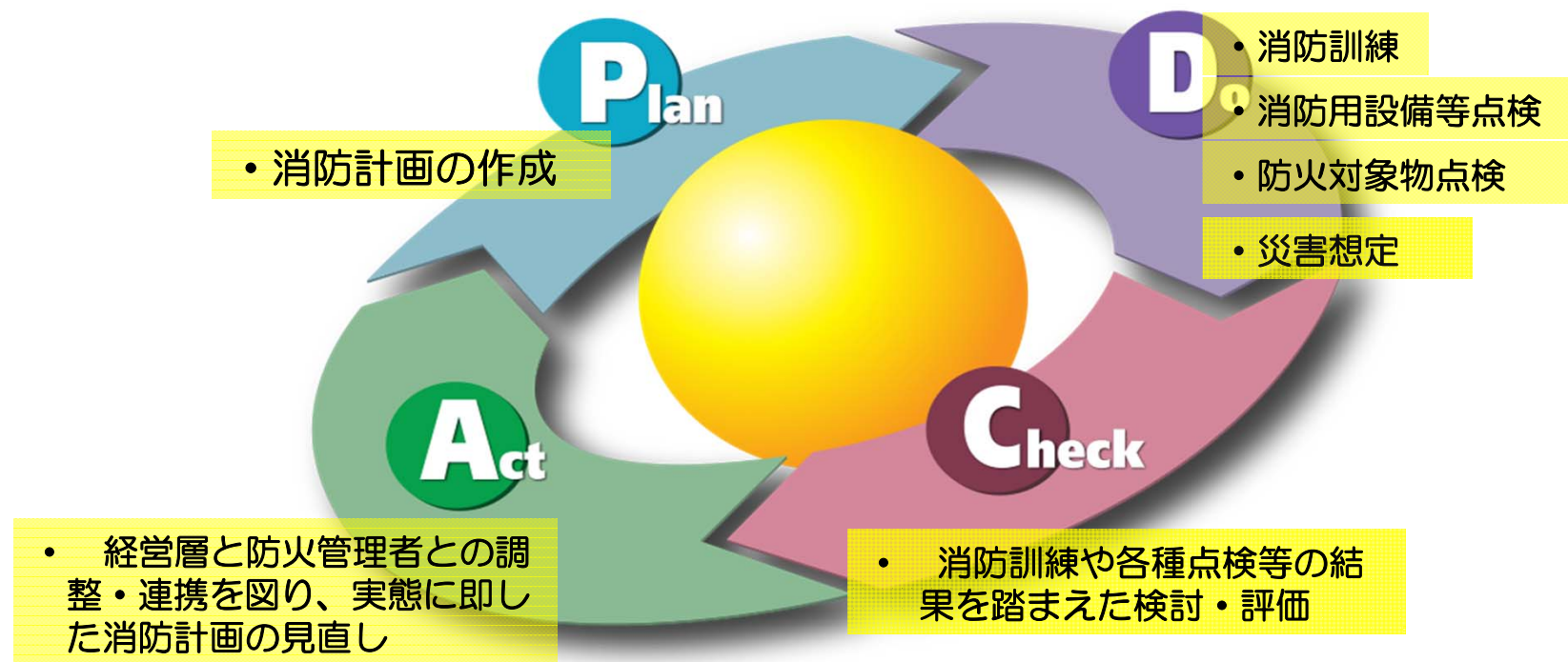
【対応の考え方】

- ① 管理開始届出時の防火に係る自己診断の導入。
⇒ 消防計画策定の前提となる火災危険性評価の作業に活用。
- ② 消防訓練や定期点検報告等を踏まえた消防計画の見直し、いわゆるPDCAサイクル(計画(P)→実行(D)→点検(C)→修正(A))を導入。
⇒ 経営層と防火管理者が一体となって取り組むような体制構築が重要。
- ③ 点検報告結果で指摘された不備事項について、防火管理者等が改善措置を講じるべきことを法令上明確化。

消防計画の実効性向上のイメージ

消防法令上の「消防計画の記載事項」として、以下の事項を追加

- PDCAの導入:規定イメージ「消火、通報及び避難の訓練の実施の結果を踏まえた消防計画の内容の検証並びに当該検証の結果に基づく消防計画の見直しの実施に関すること」
- 防火対象物等の点検時の不備事項の改善:規定イメージ「防火対象物点検及び消防用設備点検の結果、点検基準に不適合であった事項の改善のためになすべき必要な事項の実施に関すること」



➡ PDCAサイクルの導入や、点検時の不備事項の改善の実効性を確保するため、例えば消防計画作成時の着眼事項を明確化すること等について、検討する必要があるのではないか。

消防計画の実効性向上(主な論点)

【火災予防の実効性向上作業チーム第1回(2/14)、第2回(4/12)より】

論 点	検討の進め方(案)及び作業チームにおける主な議論
<p>PDCAサイクルの導入や、点検時の不備事項の改善の実効性を確保するため、例えば消防計画作成時の着眼事項を明確化すること等について、検討する必要があるのではないか。</p>	<p>消防計画作成時のひな型やチェック表については、独自に定めている消防本部があるが、消防計画作成時における着眼点(PDCAサイクルの導入・見直し、点検時の不備事項の改善等を含む。)を整理し、例えば防火管理の講習テキスト等により示すことによって、現場での消防計画作成指導、点検業務を支援する方向で検討。</p> <p>→ 講習テキスト等のひな型を作成</p>